

グリーン調達基準書

Ver.6r19

発行：2023年10月16日

適用日：2023年10月16日

船井電機株式会社

製品環境室

目次

はじめに	2
環境方針	2
1. 目的	2
2. 適用範囲	2
3. 用語と定義	3
4. お取引先様への依頼事項	5
4.1 製品含有化学物質管理体制の構築・維持および自己評価	5
4.2 含有化学物質の要求および分類	6
4.3 法義務禁止・制限物質に対する依頼	8
4.4 船井電機自主禁止・制限物質の規制順守保証の依頼	8
4.5 化学物質含有情報提出の依頼	8
5. 法規制改定や顧客要望にともなう追加調査の依頼	9
6. 新規規則制限物質に関する法順守について	9
7. 第三者精密分析データの提出	10
8. 機密保持	10
9. 4M1E 変更によるグリーン調達関連書類の再提出	10
9.1 4M1E 変更申請	10
9.2 グリーン調達関連書類の再提出	10
10. 提出先および提出方法	11
11. 提出書類の保管期限	11
12. お取引先様の連絡窓口の登録	11
13. お問い合わせ先	11

ANNEX I 提出様式一覧表

ANNEX-II-1 法義務含有禁止・制限物質

ANNEX-II-2 法義務管理物質

ANNEX-III-1 船井自主含有禁止・制限物質

ANNEX-III-2 船井自主管理物質

ANNEX IV 改訂履歴

はじめに

船井電機株式会社（以下、船井電機）では、「より良い製品を、より厚い信用を、より実りある共存共栄を」の社是精神を元に環境方針を掲げ、社員一人一人が地球環境を守ると言う自覚を持って、環境に配慮した事業活動を実践しております。

この活動の一環として、製品分野におきましては、社内のみならずお取引先様とともに連繋をして、環境に配慮した部品、材料、製品を使用する「グリーン調達」を推進しております。

「グリーン調達基準書」（以下 本基準書）では、船井電機への納入品に含有する化学物質の管理体制、法順守の確認、化学物質含有情報の提出について依頼事項を記載しております。

お取引先様のご理解とご協力を願い申し上げます。

環境方針

1. コンプライアンス経営を徹底します。
2. 有害物質の自主的排除を行い、地球に優しい製品を提供します。
3. 環境配慮設計目標設定し、地球に優しい製品を提供します。
4. ゼロエミッションの達成に向けた改善活動を推進します。
5. 達成すべき環境目標を設定し、定期的な見直しにより継続的改善に努めます。
6. 従業員一人一人に環境教育を行い、環境改善の定着に努めます。

1. 目的

お取引先様の含有化学物質管理体制及び納入いただく全ての部品・材料に含有される化学物質の情報を提出いただき、法規制の順守及び環境負荷のより少ない部品・材料を優先的に調達することで、製品の環境品質を向上することを目的とします。

2. 適用範囲

本基準書は、お取引先様の含有化学物質管理体制および船井電機の製品を構成する全ての納入品(包装材、輸送用梱包を含む) および製品を構成しないが船井電機に納入いただくまでの包装材、保護材、輸送用梱包を対象に含めます。

3. 用語と定義

i. 部品・材料

完成品に至までの化学物質、混合物、成型品、ユニット部品（複数の成型品、混合物あるいは化学品で構成されたもの）を言う。ただし、本基準書では完成品に同梱されるアクセサリおよび印刷物も部品・材料と定義する。

ii. 包装材・保護材

製造者から使用者または消費者への、原材料から加工品に至るまでの物の封入、保護、取り扱い、配達および贈呈のために使用されるあらゆる性質のあらゆる材料によって作成されたあらゆる製品を意味する。

iii. 輸送物および容器

輸送物(Packages)とは、容器及び包装並びにこれに収納されている内容物からなり、包装作業が完了し運送に供せられるものを言う。

容器(Receptacles)とは、物質又は製品を収納し保持するための器（閉鎖装置を含む。）を言う。

iv. 汚染

汚染には、例えば、生産設備や輸送容器などに残留した異物が混入することで生じる混入汚染、生産設備や輸送容器などと接触することで、それらに含有された化学物質に汚染される接触による移行汚染などがある。本基準書では、製品を構成する部品・材料に接触する包装材、保護剤などから接触により制限対象フタル酸エステルが移行する移行汚染を特に注意すべき管理上のリスクとして取り上げている。

v. 均質材料

均質材料 (homogeneous materials) とは、機械的に別々の材料に分離できない材料で、プラスチック、セラミックス、ガラス、金属、合金、紙、ボード、樹脂、コーティングなどの組成全体が均一なものを示す。

vi. 不純物

不純物とは目的とする成分以外の未反応原料、反応触媒、指示薬、副生成物（意図した反応とは異なる反応により生成したもの）等を意味する。組成にかかわらず意図的に添加した化学物質は不純物ではなく意図的添加物質になる。

vii. 意図的添加

製品の形成時に特定の特性・外観・性質・属性または品質をもたらすために継続的な含有が望ましい場合に使用することを意味する。

viii. 法規制

製品含有化学物質に関する法令または条約、議定書などの国際的な取り決め(国内法制化前のものを含む)に基づく規制を意味する。

ix. 規制値

法規制に従い、部品・原材料に含まれる含有化学物質の含有量あるいは含有濃度の最大許容値を意味する。

x. 法規制順守

環境法規制を順守していることを意味する。ただし、環境法規制の対象(用途、材料など)から外れる場合は順守の対象外となる。

xi. IEC62474

IEC(International Electrotechnical Commission、国際電気標準会議)は、電気工学、電子工学、および関連した技術を扱う国際的な標準化団体。IEC 62474 -Material Declaration for Products of and for the Electrotechnical Industry は電機電子業界の構成材料データの交換及び要件を提供するための国際規格。「マテリアルデクラレーションには、どの様な物質、物質群及び材料分類を含める必要があるか」および「マテリアルデクラレーションのデータの交換のためのデータフォーマットに関する仕様」を規定している。

xii. JAMP

Joint Article Management Promotion-consortium (アーティクルマネジメント推進協議会)の略称。アーティクルが含有する製品含有化学物質管理の仕組みを構築、維持するためのガイドライン作成やその啓蒙活動および含有化学物質情報を適切に管理し、サプライチェーンの中で円滑に開示、伝達するための具体的な仕組み作りや普及を進めている日本の産業界横断的な協議会である。

xiii. 自己適合宣言書

JAMP が作成する、「製品含有化学物質管理ガイドライン 第 4.0 版 (船井電機用)」に基づき自社の製品含有化学物質管理体制を構築・維持し、自社の管理体制を JAMP チェックシート 第 4.0 版を用いて自己評価を行い、ガイドラインに適合していることを自己宣言する書類。

xiv. 化学物質 (Chemical Substance)

天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素およびその化合物。例えば、鉛 (化学元素)、酸化鉛 (化合物)、ポリ塩化ビニル (化合物) など。米国化学会の化学情報検索システムの登録番号 (CAS 番号) が、全ての化学元素とそれらのほとんどの化合物に付けられている。

xv. 混合物 (Mixture)

二つ以上の化学物質を混合したもの。混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなどがある。

xvi. 成形品 (Article)

製造中に与えられた特定の形状、外見又はデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器などがある。

xvii. 医療機器専用部品

医療機器に使用され、RoHS 指令 (EU 指令 2011/65/EU)においてカテゴリー8 「医療機器」に該当し、適用除外項目 Annex4 が適用される部品。

詳細は以下の URL を参照

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32011L0065&from=en>

xviii. chemSHERPA

経済産業省化学物質管理政策に基づきサプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の伝達を目的として作成された、IEC62474 準拠の情報伝達スキーム。2016 年 4 月より JAMP が管理している。

chemSHERPA WEB ページ : <https://chemsherpa.net/>

4. お取引先様への依頼事項

お取引先様は本基準書の内容をご理解いただき、製品含有化学物について以下の 2 つの項目への対応をお願いいたします。

- 1) 本基準書に基づく含有化学物質管理・調査・情報提供を含む、製品含有化学物質管理体制を構築し、適切に運用・管理いただくこと。詳細は 4.1 項をご参照ください。
- 2) 船井電機への納入品について、本基準書の要件を順守していただくこと。詳細は 4.2~4.6 項をご参照ください。

4.1 製品含有化学物質管理体制の構築・維持および自己評価

4.1.1 含有化学物質管理体制の自己評価提出の依頼

船井電機への納入は、製品含有化学物質管理体制が構築でき、適切に運用されているお取引先様のみとさせていただきます。

ANNEX I 「提出様式一覧」をご参照のうえ、指定の様式で船井電機への納入品に対するお取引先様の製品含有化学物質管理体制ごとに提出願います。

なお、お取引先様が商社の場合でも製品含有化学物質管理体制を構築・維持いただき、自己評価をご提出いただくことが必要です。製品含有化学物質管理体制は、自社のみではなく、仕入先などの上流の管理を含めた内容が必要です。ただし、製造分野に関しては、仕入先メーカーの自己評価を添付いただいても差し支えありま

せん。詳細に関しては、商社向けの「製品含有化学物質の管理および情報伝達・開示に関するガイダンス」をご参照ください。

また、船井電機の製品含有化学物質管理体制の維持・管理の一環として、お取引先様の製品含有化学物質管理体制の再監査を定期的に実施いたします。別途メールで依頼いたしますのでご協力ををお願いいたします。

4.1.2 船井電機に納入する部品・材料への移行汚染の管理の依頼

船井電機への納入品が、お取引先様への原材料の輸送工程やお取引先様の生産工程および船井電機に納入いただく納入工程で使用される包装材や保護材、生産設備などと接触することにより、制限対象フタル酸エステルの移行汚染が起こる可能性があります。お取引先様におかれましては移行汚染が無いように管理の実施をお願いいたします。また、お取引先様での移行汚染に関し、製品含有化学物質管理の報告をお願いする場合がございます。船井電機より依頼があった際にはご協力を賜りますようお願い申し上げます。

4.1.3 自己適合宣言書のご提出依頼

船井電機への納品が、JAMP 発行の製品含有化学物質管理ガイドライン(最新版)に適合し、JAMP チェックシート(船井電機用、最新版)を用いて自己評価をし、適合をご確認後、自己適合宣言書をご提出願います。ANNEX I「提出様式一覧」をご参照のうえ、指定の様式で船井電機への納入品に対するお取引先様の含有化学物質管理体制において対象となる含有化学物質管理体制を全てご記入いただいてご提出願います。

4.2 含有化学物質の要求および分類

法規制および当社の方針により、含有化学物質は図 1 に示すように「含有禁止・制限物質」と「含有管理物質」の 2 種に分類します。

4.2.1 含有禁止・制限物質

各国の製品含有化学物質の法規制によって、その使用が禁止もしくは、含有率の上限が定められている化学物質(以下 法義務禁止・制限物質)および船井電機が独自に含有禁止・制限をする化学物質(以下 船井電機自主禁止・制限物質)です。

本基準書における法義務禁止・制限物質は、IEC 62474 – Material Declaration for Products of and for the Electrotechnical Industry-(最新版) に定める含有禁止・制限物質を参照して決定しています。船井電機への納入品については、法規制を順守していない場合には納入を禁止しています。そのため、含有禁止・制限物質に対しては、Annex-II-1 で指定する法規制を順守していることをご確認願い

ます。

また、船井電機自主禁止・制限物質は、各々の物質で定められた船井電機の基準を順守していることご確認いただき、その結果を保証いただきます。

船井電機では、含有禁止・制限物質を以下のように分類します。

1) 法義務禁止・制限物質

レベル A： 均質材料単位で禁止および制限される化学物質

例：RoHS 指令対象物質

レベル B： 部品・材料単位で禁止および制限される化学物質

例：アスベスト、PCB など

2) 船井電機自主禁止・制限物質

レベル C： 部品・材料単位で禁止および制限される化学物質

4.2.2 含有管理物質

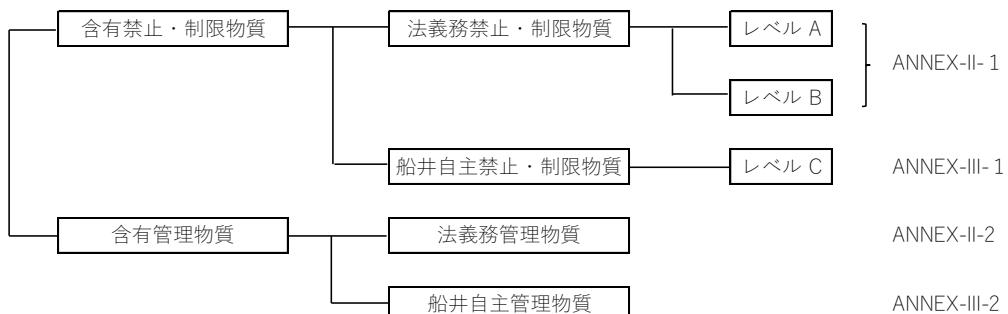
法規制や船井電機の方針で含有情報を把握し、管理することが求められている化学物質です。含有管理物質は、以下 2 つに分類します。

1) 法義務管理物質

法規制により、含有情報の把握、管理が義務化されている物質です。

2) 船井電機自主管理物質

法規制の要求ではなく、船井電機が自主的に含有情報の把握、管理をする物質です。



図：船井電機 管理対象化学物質体系

4.3 法義務禁止・制限物質に対する依頼

船井電機への納入品ごとに ANNEX II-1 「法義務禁止・制限物質リスト」の化学物質(群)に対応する基準/閾値レベルを順守していることをご確認願います。法義務禁止・制限物質の定義および分類は 4.2.1 項をご参照ください。

4.4 船井電機自主禁止・制限物質の規制順守保証の依頼

船井電機の自主禁止・制限物質ごとの規制条件を順守していることを保証するために、船井品番単位で「船井電機含有禁止・制限物質不使用保証書」を提出願います。

「不使用」とは、弊社の基準を順守していることを意味します。船井電機自主禁止・制限物質の定義および分類は 4.2.1 を、物質の詳細に関しては ANNEX III-1 「自主禁止・制限物質リスト」をご参照ください。提出様式に関しては、ANNEX I 「提出様式一覧」をご参照ください。

4.5 化学物質含有情報提出の依頼

含有化学物質情報については、船井品番ごとに船井電機が定めた様式で提出願います。提出様式に関しては、ANNEX I 「提出様式一覧」をご参照ください。

4.5.1 含有禁止・制限物質情報の提出

対象物質の詳細に関しては、ANNEX II-1 「法義務禁止・制限物質リスト」をご参考ください。

RoHS 指令は、物質の追加や適用除外項目の有効期限切れ、また、適用除外項目が改定されることもあります。RoHS 指令の対象物質が追加された場合には、弊社に納入いただいている全部品の含有情報を再提出願います。また、RoHS 指令の適用除外を使用している部品は、適用除外の改定があった場合、改めて RoHS 指令の制限物質に関し、ANNEX I 「提出様式一覧」の様式で再提出をお願いします。

適用除外用途の有効期限切れ対応のため、材料等の変更や製造工程等の変更が発生する場合には、必ず変更前に船井電機へ 4M1E 変更を申請願います。また、有効期限が切れる適用除外の用途番号を使用している部品は、船井電機が決定をした納入期限日以降 原則として船井電機への納入は、禁止といたします。

4.5.2 含有管理物質情報の提出

4.5.2.1 法義務管理物質

対象物質の詳細に関しては、ANNEX II-2 「法義務含有管理物質リスト」をご参照ください。

ご提出いただく時点において欧洲化学品序(ECHA)から正式に公表されている REACH 規則 Candidate List 掲載物質 (CLS) が含有している場合、含有しているすべての化学物質の含有情報をご提出願います。

なお、欧洲域外から船井電機グループの欧洲域内の拠点へ納入する場合は、包装材 および輸送用梱包材に対しても法規制管理物質の含有情報を提出願います。

4.5.2.2 船井電機自主管理物質

対象物質の詳細に関しては、ANNEX III-2 「自主含有管理物質リスト」をご参照ください。

自主含有管理物質については使用されている場合あるいは含有が知り得る範囲に基づき、任意報告物質として ANNEX I 「提出様式一覧」で指定された様式に記載して提出願います。

5. 法規制改定や顧客要望にともなう追加調査の依頼

法規制改定や船井電機の顧客要求により、船井電機が指定する納入品について臨時調査を必要に応じて実施いたします。詳細については、別途依頼いたします。

6. 新規規則制限物質に関する法順守について

各国の法規制、国際条約などの改定動向、科学的知見または、社会的変化により、管理・制限物質および提出様式を改定する場合があります。様式の提出に際しては、弊社ホームページより最新版をご確認いただき、ご提出いただきますようお願いします。

7. 第三者精密分析データの提出

船井電機での社内分析結果や関係官庁などの要請により、法規制順守を証明する必要がある場合、該当する部品・材料について、科学的、客観的に対象化学物質の含有率を証明できる第三者精密化学分析データを依頼しますので、速やかにご提出願います。

また、RoHS の追加 4 物質((EU) 2015/863)に基づく分析データ(スクリーニングデータあるいは精密定量分析データ)を弊社顧客等より要求された場合には、該当する部品・材料について、科学的、客観的に対象化学物質の含有率を確認できるスクリーニングデータあるいは第三者精密定量分析データを依頼しますので、速やかにご提出願います。なお、スクリーニングデータとは、IEC 62321 Part 8 で規定されているスクリーニング法に基づいて第三者分析機関で分析されたデータを示します。また、スクリーニングデータにおいて追加 4 物質いずれかの含有率が 500ppm を超えている場合には、別途、精密定量分析データをご提出願います。

8. 機密保持

調査にあたってご提出いただいた情報は、船井電機グループ内（注）に限定して使用いたします。また、製品の含有情報等を外部に公表する場合には、お取引先様が特定できる情報を除いて公表を行います。なお、外部からのお取引先様が特定できる情報の公表が要求された際には事前に当該お取引先様と協議のうえ公表をいたします。

注：弊社ホームページの「会社情報-グローバルネットワーク」に掲載している関連会社。

9. 4M1E 変更によるグリーン調達関連書類の再提出

9.1 4M1E 変更申請

船井電機へ納入する部品・材料で、1 項目以上の 4M1E (人/Man、機械/Machine、材料/Material、方法/Method、環境/Environment)変更がある場合には、事前に変更内容を申請願います。申請には、弊社ホームページで配付している様式を利用ください。

9.2 グリーン調達関連書類の再提出

4M1E 変更により、含有化学物質情報や含有化学物質管理体制の変更がある場合、本基準書で指定する提出書類のうち関連する書類の再提出をお願いします。

10. 提出先および提出方法

技術、資材、技術資材などの弊社依頼部署の担当者へ、ANNEX I「提出様式一覧」で指定された様式内容を含有情報の報告以外に改変することなく提出願います。なお、提出内容に関し追加説明がある場合には、別紙に追加説明内容を記載いただき、様式提出時に同時に提出願います。提出いただいた情報は、社内で化学物質含有の管理、関係官庁への報告、顧客への報告および法規制順守の資料として活用させていただきます。

11. 提出書類の保管期限

船井電機へ提出いただいた書類およびその根拠となる資料は提出後 15 年間保管願います。

12. お取引先様の連絡窓口の登録

船井電機の部品・材料の含有化学物質に関する要求事項を、お取引先様に確実にお伝えするために、貴社の窓口ご担当者様をお知らせください。また、ご担当者様が変更になった場合は、以下の連絡先（13. お問い合わせ先）までメールにてお知らせ願います。

13. お問い合わせ先

船井電機株式会社 品質本部 製品環境室

〒574-0013 大阪府大東市中垣内（なかがいと）7丁目7番1号

TEL : 072-870-4459

FAX : 072-870-5817

E-mail : funai_green@funai.co.jp

日本語あるいは英語でのお問い合わせが可能です。